

岡山県男女共同参画の促進に関する条例（抜粋）

平成十三年六月二十六日

岡山県条例第五十一号

第二十四条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、岡山県男女共同参画審議会(以下この条及び附則第一項において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

4 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げる者については、五人以内とする。

一 学識経験を有する者

二 公募に応じた者

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。